

**記入見本：シンガポールでの確定裁判に基づく離婚の場合**

**離婚届**

令和 8 年 4 月 6 日 届出

在シンガポール日本国 大使 殿  
総領事 殿

第 号	公館印					
通知(送付) 令和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(フリガナ)	夫 リム チョンベン	妻 リム ナツコ
(1) 氏名	氏名 リム チョンベン	氏名 リム ナツコ
生年月日	西暦 1990 年 5 月 7 日	平成 2 年 2 月 20 日
(2) 住所	シンガポール共和国 ナッサムロード16 ブロック123 02-10号	シンガポール共和国 サンプルウェイ20
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目2	シンガポール共和国
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏名 リム 夏子	<input checked="" type="checkbox"/> 妻の氏名 リム 夏子
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	記入不要	記入不要
(5) 未成年の子の氏名	リム 三郎、リム 四郎	
(6) 同居の期間	平成 5 年 12 月から	平成 7 年 10 月まで
(7) 別居する前の住所	シンガポール共和国 ナッサムロード16 ブロック123 02-10号	
(8) 別居する前の世帯の主な仕事	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯	
(9) 夫婦の職業	夫の職業	妻の職業
その他	令和8年4月1日、シンガポール共和国家庭裁判所にて離婚裁判確定。同判決書謄本を添付。 上記の記入例を参考に、離婚裁判の確定状況及び判決書謄本を添付した旨を本欄で記入してください。 署名欄・押印欄共に、ブランクのままでも当館に持参願います。届出人となる日本国籍の夫又は妻に当たる方に、当館窓口にて署名いただきます。(押印は任意)	
届出人署名	夫 印	妻 印

証人(日本法による協議離婚のときだけ必要です)	
署名(※押印は任意)	印
生年月日	年 月 日
住所	記入不要
本籍	番地 番

**記入の注意**

- 戸籍に記載の通り、ハイフン等を使用せず、都道府県名から地番まで正確に記入してください。
- 外国人の氏名は、日本人について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書き、外国人についてカッコ内にその国籍を書いてください。
- 外国人のうち、次の地域の法を本国法とするものは、国籍に代えて地域を記載することができます。  
①台湾  
②パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)  
3. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。  
養父母についても同じように書いてください。
- 婚姻の際に、「外国人との婚姻による氏の変更届」によって氏を変更した方は、離婚に伴い、ご自身の氏が婚姻前の氏(旧姓)に自動的に戻ることはありません。シンガポールでの離婚の成立日から3か月以内に、「外国人との離婚による氏の変更届」を提出することで、家庭裁判所の許可を得ることなく、婚姻前の氏に戻すことができます。(離婚届との同時提出も可)  
なお、「外国人との離婚による氏の変更届」が提出された場合、同一戸籍内の子の氏についても、上記の婚姻前の氏に自動的に変更されますので、ご注意ください。
- 裁判所発行の最終判決書(Final Judgment)に子の親権者に係る記載がある場合、それぞれの子の氏名を、該当する親権者の欄に記入してください。
- 離婚届の提出時点で同居している場合、「別居したとき」の欄全体(年月の欄を含む。)を二重線で消滅し、「その他」の欄に、「まだ別居していない。」と記入してください。

未成年の子がいる場合は、次の口のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての取決めを...  
親権者が...  
経済的...  
養育費...  
父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。  
詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省 離婚  
法務省パンフレット  
法務省の解説動画

日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。  
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

届出人の連絡先及び電話番号  
Mobile: +65-XXXX-XXXX ← E-mail: g2134q5s8\_sample@ne6r7o90  
電話番号は、日中に連絡可能なものを記入し、メールアドレスは誤送信防止のため、読み方を補足の上、丁寧に記入してください。